

電線地中化事業

1. 事業の目的

道路上の電柱は、地震や台風など災害時に倒壊して緊急車両等の通行に支障を来す恐れがあるほか、歩行者や車椅子利用者などの通行の妨げとなり、通常時においても安全で円滑な交通の支障となる場合があります。また、電柱と共に張り巡らされた電線類により街なみが損なわれるといった景観上の弊害も発生しています。

そこで県では、防災、安全・円滑な交通の確保、景観形成の3つの観点から、道路の電柱を無くし電線類を歩道下に埋設することで、地震や台風など災害に強く障がい者など誰もが安全で通行しやすい良好な景観形成に寄与する、電線類の地中化を進めています。

2. 事業の概要

○現在、事業継続中の箇所は以下の5箇所【位置図参照】

- | | | |
|----------------|-------------------|-----------|
| ①南足柄市関本内地内 | 路線名：県道78号(御殿場大井) | 延長：0.30km |
| ②南足柄市竹松内地内 | 路線名：県道78号(御殿場大井) | 延長：0.30km |
| ③開成町吉田島内地内 | 路線名：県道78号(御殿場大井) | 延長：1.15km |
| ④足柄上郡大井町金子内地内 | 路線名：県道78号(御殿場大井) | 延長：0.30km |
| ⑤足柄上郡大井町西大井内地内 | 路線名：県道711号(小田原松田) | 延長：2.00km |

3. 整備事例

○箇所：松田町松田惣領地内 路線名：県道711号(小田原松田) 延長：0.20km



整備前



整備後

4. 位置図



5. 電線地中化イメージ図

- 道路区域内の地中に関路を埋設
- 電柱により地上に配線されたケーブル類を地中の管路に収納

